

議案第43号

多可町児童館条例の一部を改正する条例の制定について

多可町児童館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町児童館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町児童館条例（平成17年多可町条例第117号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を次のように改める。

（1） 児童（乳幼児は、保護者同伴に限る。）

第7条第1項中「（乳幼児については、同伴する保護者をいう。）」を削り、「別に定める登録又は使用の許可を申請をしなければならない。」を「町長の許可を受けなければならない。」に改める。

第8条第1項中「使用の許可をせず、使用の条件を変更し、又は」を削り、同項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

多可町児童館条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(児童館の使用)</p> <p>第6条 児童館を使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 <u>(1) 町内に在住する児童。ただし、乳幼児は、保護者同伴に限る。</u> (2)・(3) (略)</p> <p>(使用の届出等)</p> <p>第7条 児童館を使用しようとするもの(乳幼児については、同伴する保護者をいう。)は、あらかじめ、<u>別に定める登録又は使用の許可を申請をしなければならない。</u> 2 (略)</p> <p>(使用の不許可等)</p> <p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用の許可をせず、使用の条件を変更し、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を中止させることができる。</u> (1) (略) (2) 施設及び備品類を<u>き</u>損し、又は破壊するおそれのあるとき。 (3)～(6) (略) 2 (略)</p>	<p>(児童館の使用)</p> <p>第6条 児童館を使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 <u>(1) 児童(乳幼児は、保護者同伴に限る。)</u> (2)・(3) (略)</p> <p>(使用の届出等)</p> <p>第7条 児童館を使用しようとするもの _____ は、あらかじめ、<u>町長の許可を受けなければならない。</u> 2 (略)</p> <p>(使用の不許可等)</p> <p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 _____ _____<u>使用の許可を取り消し、若しくは使用を中止させることができる。</u> (1) (略) (2) 施設及び備品類を<u>毀</u>損し、又は破壊するおそれのあるとき。 (3)～(6) (略) 2 (略)</p>